



■クーリング・オフ制度で契約を解除できます

原則、一度結んだ契約は一方的に解除できませんが、消費者が意図しない条件で結んだ契約など、特定の契約はクーリング・オフ制度で違約金を払わずに解約できる場合があります。



クーリング・オフが **できるもの**

- ・訪問販売
- ・特定継続的役務提供(エステや教室など)
- ・訪問購入
- ・連鎖販売取引(マルチ商法)
- ・電話勧誘販売

など



クーリング・オフが **できないもの**

- ・自ら販売店に行ったり、事業者を呼んで契約した場合
- ・通信販売での購入(特約があるものは除く)
- ・自動車
- ・支払いが完了した3,000円未満の取り引き

など

制度に関する相談・お問い合わせ

《消費生活相談室(市役所内)》☎42-1143(毎週火・木曜 9時30分~16時30分)
《消費者ホットライン》☎188



■秋の全国火災予防運動

11月9日(月)~15日(日)

毎年、春と秋の火災が発生しやすい時季に全国火災予防運動を実施しています。空気が乾燥し、ストーブなどの使用が増え、火災が起こりやすい気象状況になりますので、火の取り扱いには十分注意してください。



■NET119緊急通報システム 事前登録説明会を開催します

音声での119通報が困難な方が、スマートフォンなどの画面操作で消防車や救急車の要請ができる「NET119緊急通報システム」の事前登録説明会を開催します。システムの利用には事前に携帯端末の設定が必要ですので、利用を希望する方はスマートフォンなどを用意して、説明会に参加してください。



※説明会には手話対応者も参加します。

日時	11月7日(土) 9時~受付開始 9時30分~説明会(おおむね2時間を予定しています)
場所	クリスタルアージュ4階小ホール
対象者	本市に在住、在勤、在学している方で、音声の聞き取りや発語が困難な方
料金	無料
申込先	社会福祉課 障害者福祉係/各支所窓口係/消防課 通信指令係

事前登録には
携帯電話か
スマートフォン、
タブレットのうち
いずれかが必要です。

登録済みの方へ 利用方法の質問・疑問に答えます

説明会当日はシステム専門の担当者も参加し、小さな疑問にも答えます。使い方の再確認など、すでに登録済みの方も気になる点がありましたら、気軽に参加してください。

消防課 通信指令係 ☎42-0932 お太助フォン42-3952

毎月一回
定期開催
応急手当
講習

日時 11月15日(日) [毎月第3日曜日]
午前 2時間(短縮コース:ウェブ講習受講済の方対象です)
午後 3時間(普通コース)

場所 安芸高田消防署
講習内容 普通救命講習(3時間) 心肺蘇生法、AED使用方法、異物除去方法、止血法など
申込期限 毎月第2日曜日まで
お問い合わせ 警防課 救急係 ☎42-3952



異文化と暮らす 私たちにできること

× 災害時の助け合い ×

2年前、安芸高田市にも大きな被害をおよぼした西日本豪雨。その日、安芸高田市にお住いのブラジル人夫婦から、「家の周りに水が溜まり始めて、道路に水があふれているので助けて欲しい」と電話がありました。

現地に到着すると、すでに道路の水かさが膝あたりにまで達していました。私は、まず連絡をいただいた夫婦の車を誘導し、その後避難所で避難手続きを済ませ、その日は別れました。

翌朝、わざわざその夫婦からお礼の電話をいただいたので、別れた後の様子を尋ねると、「あのあと、避難所から出てコンビニの駐車場を借りて車の中で夜を明かした」と言われ驚きました。理由を聞く

周囲から注目され、迷惑がられているように感じたので避難所を出た」とのことでした(夫婦は日本語がわかりませんが、普段はポルトガル語を話しています)。



(文)
人権多文化共生推進課
多文化共生推進員
明木 一悦

人権多文化共生推進課
☎お太助フォン 42-5630
☎47-1206

災害時に命を守るためには、『互いに協力し』助け合うことが、とても大切です。みなさんも、いざというときお互いが助け合えるような関係を作るため、普段から国籍を気にすることなく声を掛け合うことを意識してみてください。人の命を救うことは、自分の命を守ることもつながります。